

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種(こども)関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、予防接種(こども)関係事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松浦市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種(こども)関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握、接種情報の確認・入力 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表14の項、同法第19条第6号(委託先への提供)、同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、予防接種法施行規則第10条等 (情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、27、28、29の項) (情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153、154の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て・こども課
②所属長の役職名	子育て・こども課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松浦市子育て・こども課 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報により照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システム及び情報提供ネットワークシステムへのアクセスについて、ICカードとパスワード認証により担当職員に限定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条7号及び別表第二、予防接種法、同法施行令、同法施行規則等	番号法第19条7号及び別表第二、予防接種法、同法施行令、同法施行規則等	事後	
令和1年6月30日	VIリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	予防接種情報の管理、統計報告資料作成、健康管理システム	予防接種情報の管理、統計報告資料作成、健康管理システム	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	統合宛名システム	統合宛名システム	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10項	番号法第9条第1項、同法第19条第15号(委託先への提供)、同法第19条第15号(新型コロナ)	事後	
令和3年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和1年5月31日	1万人以上10万人未満 令和3年4月30日	事後	
令和3年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日	2021/4/30	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条7号及び別表第二、予防接種法施行規則第10条等	番号法第19条7号及び別表第二、予防接種法施行規則第10条等	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	予防接種情報の管理、統計報告資料作成	予防接種情報の管理、統計報告資料作成	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、同法第19条第15号(委託先への提供)、同法第19条第15号(新型コロナ)	番号法第9条第1項、同法第19条第6号(委託先への提供)、同法第19条第16号(新型コロナ)	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供システムネット	番号法第19条7号及び別表第二、予防接種法施行規則第10条等	番号法第19条第8号及び別表第二、予防接種法施行規則第10条等	事後	
令和4年3月11日	I しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月30日時点 令和3年4月30日時点	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	事後	
令和5年9月1日	I しきい値判断項目	令和4年2月18日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法第19条第6号(委託先への提供)、同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、別表第一 第10項	番号法第9条第1項別表14の項、同法第19条第6号(委託先への提供)、同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二、予防接種法施行規則第10条等 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報)に「予防接種法による給付」が含まれる項(16の2、17、18、19の項) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、16の3の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、予防接種法施行規則第10条等 (情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、27、28、29の項) (情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153、154の項)	事後	
令和7年6月27日	II しきい値判断項目	令和5年8月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	IV-8人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式への変更による項目の追加
令和7年6月27日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式への変更による項目の追加